

岩手県警察盛岡ヘリポートの管理等に関する訓令

(平成14年9月26日警察本部訓令第23号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察盛岡ヘリポートの管理等に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察盛岡ヘリポートの管理等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察が盛岡東警察署に設置する岩手県警察盛岡ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)の管理及び運用について必要な事項を定め、もってヘリポートを使用する回転翼航空機(以下「航空機」という。)の運航の安全を確保することを目的とする。

(準拠)

第2条 ヘリポートの管理及び運用については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)、航空法施行令(昭和27年政令第421号)、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)、その他の法令に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(ヘリポートの施設)

第3条 ヘリポートの施設は、着陸帯及びこれらに付属する施設とする。

(管理者)

第4条 ヘリポートに管理者を置き、盛岡東警察署長をもって充てる。

(管理者の業務)

第5条 管理者の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートの使用に関すること。
- (2) ヘリポートの点検整備及び機能保持に関すること。
- (3) ヘリポートの保安及び監視に関すること。
- (4) その他ヘリポートの管理に関すること。

(運用時間)

第6条 ヘリポートの運用時間は、原則として午前7時から午後7時までとする。ただし、法第81条の2に該当する捜索又は救助のため、管理者が必要と認めたときはこの限りでない。

(使用の承認)

第7条 ヘリポートを使用しようとする者は、岩手県警察盛岡ヘリポート使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ管理者の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって承認を受け事後に提出するものとする。

(使用の禁止又は制限)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ヘリポートの使用を禁止又は制限することができる。

- (1) ヘリポートの改修工事を行うとき。
- (2) 強風その他の運航に支障のある気象条件のとき。
- (3) その他管理者が不相当と認めるとき。

(使用航空機の条件)

第9条 ヘリポートを使用できる航空機は、次に掲げるものとする。

- (1) 岩手県警察の航空機
- (2) 岩手県、他都道府県警察、自衛隊等警察業務に関連ある機関の航空機
- (3) その他本部長が必要と認められたもの

2 前項に規定する航空機は、機体最大投影面の長さ19.16メートル以下、幅15.16メートル以下で、かつ、全装備重量7.0トン以下のものとする。

(離着陸時の措置)

第10条 管理者は、航空機が離着陸するときは、安全を確保するため監視員2名以上を配置しなければならない。

(禁止行為の掲示)

第11条 管理者は、法第53条及び規則第92条の4に規定する禁止行為事項をヘリポート入口の見やすい場所に掲示しなければならない。

(災害対策)

第12条 管理者は、ヘリポートにおける火災その他の災害に備え、別表第1に定める消火施設、別表第2に定める救難用具を備え付け点検整備を行うとともに、適宜必要な防災訓練を実施するものとする。

2 管理者は、天災その他の原因によりヘリポートが損壊するなど、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨を関係機関に通報しなければならない。

3 管理者は、航空機の離着陸時において、火災その他の事故が発生したときは、迅速かつ適切な処置をとるとともに、別表第3の関係機関に通報するものとする。

(業務日誌)

第13条 管理者は、岩手県警察盛岡ヘリポート業務日誌(様式第2号)を備え付け、所要事項を記録しなければならない。

(設置基準の維持)

第14条 管理者は、ヘリポートを規則第79条の設置基準に適合するよう点検を行い、その結果は、岩手県警察盛岡ヘリポート業務日誌に記載するとともに、異常を認めた場合は、適切な処置をとるものとする。

(遵守事項)

第15条 ヘリポートを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人員の乗降及び荷物の積み降ろしを行う場合は、事前に必要な連絡調整を行うとともに、安全確保に十分留意すること。
- (2) 航空機を係留する必要があるときは、着陸帯に設置された係留環に係留すること。
- (3) ヘリポートは離着陸専用とし、駐機は行わないこと。
- (4) 航空機を離発着させるときは、安全上、昇降機をヘリポート階まで上げないこと。
- (5) ヘリポートにおいては、航空機の給油及び排油作業は行わないこと。
- (6) 法に基づき安全運航に努めること。

附 則

1 この訓令は、平成14年10月10日から施行する。

2 岩手県警察航空機の運用等に関する訓令(平成6年岩手県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「その他の施設」の次に「(岩手県警察盛岡ヘリポートを除く。以下同じ。)」を加える。

別表第 1 (第12条関係)

消 火 施 設

項 目	内 容	
最 大 就 航 機 材	ベル式412 E P型と同等機種	
ヘリコプターの全長	18m未満	
ヘリポートの分類	陸上ヘリポート(非共用)	
消 火 業 務 分 類	H 2 (屋 上 部) I C A O 基 準	
消 火 設 備 の 概 要	<p>1 主消火設備</p> <p>(1) 泡モニター方式 着陸帯外側の相対する位置に設置された放水銃 2 台のうち 1 台を選択し、泡モニター操作盤にて遠隔操作する。 泡消火ポンプより送水された水と原液槽からの泡薬剤を混合し、放水銃のノズルより泡消化液として放射する。</p> <p>(2) 泡消火栓方式 泡消火栓 2 台を着陸帯外側に設置する。</p> <p>2 補助消火設備 粉末消火器方式</p>	
主 消 火 剤	フ ェ ー ム 名	水成膜泡消火薬剤
	水	14,000リットル (I C A O 基 準 5,000リットル)
	フォーム溶液噴出量	泡モニター 500リットル/分 (I C A O 基 準 500リットル/分) 泡消火栓 250リットル/分
補消 火 助剤	消 火 剤 名	化学粉末消火薬剤
	容 量	20型 (6 Kg) × 8 (I C A O 基 準 45Kg)
救 難 設 備	I C A O 基 準 により、所定の設備を配備する。	
備 考		

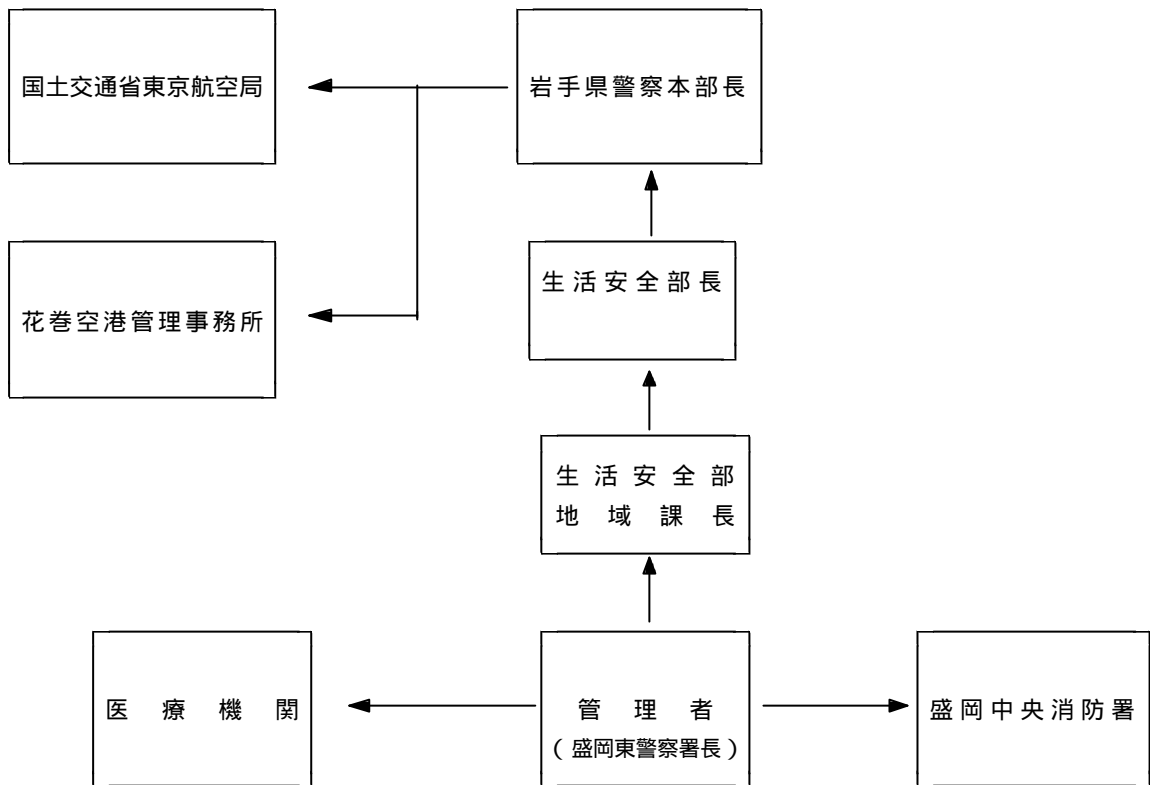
別表第2（第12条関係）

救 難 用 具

	品 名	数 量
1	調節可能レンチ（パイプレンチ）	1
2	救助用斧（多目的斧）	1
3	ボルトカッター（60cm）	1
4	バール（105cm）	1
5	フック（とび口 1.5m）	1
6	金属切断用鋸（弓鋸、替え刃付）	1
7	耐火性毛布	1
8	救命ロープ（15m）	1
9	プライヤー（横切断型）	1
10	ねじ回し（プラス、マイナス、大小各1）	1
11	外被付ハーネス切断用ナイフ（シートベルトカッター）	1
12	耐火性手袋	2組

備考 ICAO（国際民間航空機関）ヘリポートマニュアルを準用

緊急時の連絡系統図



様式第1号（第7条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">岩手県警察盛岡ヘリポート使用承認申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">岩手県警察盛岡ヘリポート管理者 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0 0 0;">（所属長）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">岩手県警察盛岡ヘリポートの使用に関して、下記により申請しますので承認願います。</p>							
使用目的							
使用年月日	年 月 日	到着時間	時 分頃	出発時間	時 分頃		
使用機種	（国籍登録記号）						
離着陸回数	回	コールサイン					
機長名	所属	氏名	連絡先	乗員数	名		
出発地			次の目的地				
関係者人員	名（搭乗責任者）	所属	氏名	連絡先			
関係車両	登録番号	（乗車責任者）所属		氏名	連絡先		
参考事項							
決 裁	署 長	副署長	地域課長	課長代理	係 長	主 任	発 議 者
<p>岩手県警察盛岡ヘリポートの使用を承認することとしてよろしいか。</p>							
<p>摘要</p>							

備考 決裁欄は適宜変更できること。

岩手県警察盛岡ヘリポート業務日誌

決 裁	署 長	副 署 長	地 域 課 長	課 長 代 理	年 月 日 (曜 日)			天 候	
					担当者				
使 用 航 空 機 等	使 用 者	使 用 目 的	航 空 機 型 式	登 録 記 号	着 陸 時 刻	離 陸 時 刻	停 留 時 間	機 長 名	乗 降 数
飛 行 場 設 備 状 況	着 陸 帯	良 否 理由							
	滑 走 路 標 識	良 否 理由							
	消 火 設 備	良 否 理由							
	飛行場監視施設	良 否 理由							
施工した工事 の 内 容									
災 害 ・ 事 故	時 刻								
	原 因								
	状 況								
	措 置								
関係機関との 連 絡 事 項									
そ の 他									

備考 決裁欄は適宜変更できること。